

○議長 内海 猛年君

次に11番、川上議員の一般質問を許します。川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

11番、日本共産党の川上です。発言通告に従い一般質問を行います。

件名1、学校施設環境改善交付金について。

文部科学省は公立学校体育館の空調設備について、2023年度から3年間に限り補助金を3分の1から2分の1に上げた。地球沸騰化と言われるほどの夏の高温から子供を守るためにも、頻発する自然災害の避難所としての役割からも、学校体育館の空調設備設置は緊急の課題である。国の財政措置を活用し、設置する考えはないのかを伺います。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

お答えします。

学校施設環境改善交付金とは、児童生徒などの学習・生活の場である公立学校施設の整備をするに当たり、その実施に要する経費の一部を国が交付金として地方公共団体へ交付するものです。交付金の金額の算定は、地方公共団体が作成する施設整備計画に記載された事業について、国が示した算定式に基づき交付しています。このうち体育館への冷暖房設備整備事業については、交付対象事業の工事費の規模が決められており、下限が400万円、上限は7,000万円です。補助率は通常3分の1ですが、令和5年度から令和7年度に限り補助率を2分の1にかさ上げしているものです。

実際に学校で、夏場における体育館の利用はどうなっているかということも併せて御報告をさせていただきます。

現在の小中学校の体育館は、昭和40年代に完成してから50年余りが経過しています。当時と今では気候が大きく異なり、夏には真夏日や猛暑日を記録する日が連続しているのが実態です。このため文科省が策定した学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引きに基づき、各学校で熱中症対策に努めているところです。夏の間における体育の授業ですが、6月の終わりから7月の中旬まではプール指導が行われており、体育館を使用する機会はほとんどありません。7月の下旬から8月は夏休みのため、体育館を使用することはほぼありません。小学校では10月の終わりに運動会を行っていますので、10月は運動会の練習などで体育の時間が増えます。その分9月の体育の授業を調整し、少ない時数としていますので児童は空調設備がある教室での授業が増えます。

このように学校では気象条件を考慮して、学校の時間割を工夫しているところです。このため、

令和6年第2回定例会（川上誠一議員一般質問）

学校側から体育館へ空調設備を整備してほしいという要望は今のところありません。また、学校の放課後や週末には体育館を社会体育施設として貸出しを行っていますが、利用団体から空調設備の整備をしてほしいという要望は今のところありません。また、地域防災計画における小中学校の位置づけは指定緊急避難場所となっており、避難所として開設する場合は既に空調設備がある教室を使用する想定です。このような状況ですので現在の学校での体育館の使用状況などを踏まえると、学校教育課としては現時点で学校体育館へ空調設備を整備する予定はございません。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

今の課長の答弁ではですね、体育館をそういった場合に使用することはないので設置する考えはないということですが、ちなみに東京都などでは約8割の体育館に空調が整備されていますし、全国的には県内でも宗像市が来年度までに全小中学校で稼働させる。ほかにも粕屋町や志免町が今年度中に全小中学校の工事着工などに進み始めています。近隣の宮若市でも7つの体育館全てに設置されている。県内でも体育館への空調設置の個数は増えてきているという状況です。全国的には令和4年9月の時点で、3万5,437室のうち、5,422室の体育館に空調施設が設置されており、設置率は15.3%ということです。

それとこの空調をする場合には断熱性が求められるということも条件となっていますが、これはサッシの二重化とか断熱壁の大規模改修とかそういったものでなく、例えば窓ガラスにスモークフィルムを貼るとか、そういったことでも補助金の対象になるとなっています。

この交付税措置がですね、国の財政措置については学校施設環境改善交付金が50%のほか国土強靱化債が50%、緊急防災・減災事業債は70%が交付金ということですね。こういったものを利用して付けています。

これ、ただ単に体育館であるだけではなくて、児童生徒及び教職員が使用する全ての部屋が対象ということになっています。福岡県では約4割の特別教室の空調設置ができていないという状況ですが、こういった点では芦屋町でこういったことを使って教育環境の整備、特別教室とかに使うことは考えられないのでしょうか。

○議長 内海 猛年君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

小中学校とも、現時点で普通教室及び特別教室への空調設備の設置は完了しております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

小中学校の特別教室は、実は完了しているということですが、先ほど言いましたように指定緊急避難場所として芦屋中学校や芦屋小学校、芦屋東小学校、山鹿小学校それと芦屋小体育館、それからまた武道館とかも指定されています。国はこういったところもこのような起債で活用できるとしていますが、これは数字的に見ればですね、今、芦屋町が過疎地域に指定されてから過疎債を受けていますけど、これと同水準な起債となっています。やはりこういった有利な起債を使って、災害対策とか熱中症対策等の整備を検討すべきではないかなと思います。

先ほど体育館を使わないと言われましたけど、しかし規模が大規模になった場合には学校教室だけでは足らなくなる場合もあるし、また武道館とか小体育館とかは、部活とか同好会とかも使いますのでそういった点では有利な起債を使って、空調設備の設置をすればどうですかと思いますよね。国のほうもメニューは様々あるので中学校の体育館だけではなく、いろんな施設がこの起債を使えると思いますけど、そういった点で今後、調査・研究をしていくということは考えられないでしょうか。

○議長 内海 猛年君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

先ほどの答弁と繰り返しになりますが、小中学校の体育館については、建設から既に50年以上経過しているものでございます。文科省のホームページから一部引用させていただきますと、体育館の空調設備の設営に関しては、もともと体育館の構造上耐熱性が保たれていないということから建築に関する工事もある程度必要ということでホームページ上にも例示がされているところでございます。そのことを考慮いたしますと、事業費そのものは相当な額が想定されますので、ここでは今すぐ整備ということにはなりません、他自治体での動きを注視しながら情報収集には努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

ぜひ県内の動向とか、そういったものも注意をしてですね、空調設備の設置も検討していただきたいと思います。

続きまして、2件目。会計年度任用職員の処遇改善について。

令和6年第2回定例会（川上誠一議員一般質問）

日本の非正規雇用者はこの20年で約1.5倍に増加。賃金は正規雇用者の約67%にとどまり、格差が拡大しています。年収200万円以下のワーキングプアが広がり、非正規雇用者の増大が日本を賃金の上がない国にし、経済の長期低迷の大きな原因となっています。そこで伺います。

1、町の会計年度任用職員の処遇改善は待ったなしと考えますが、現状と今後の対応について伺います。

○議長 内海 猛年君

総務課長。

○総務課長 佐竹 功君

会計年度任用職員の処遇につきましては、芦屋町としましては国からの通知の内容を踏まえ、会計年度任用職員の任期や勤務形態、近隣自治体の状況等を注視し対応することを基本としております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

それでは国の通達を踏まえて対応するとのことですが、まず期末手当の支給率は正規職員と比べてどうなっているのか、その点を伺います。

○議長 内海 猛年君

総務課長。

○総務課長 佐竹 功君

期末手当につきましては、一般職職員と同じ率としております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

正規職員と同率になるということですが、それでは、勤勉手当については支給しているのか、その点について伺います。

○議長 内海 猛年君

総務課長。

○総務課長 佐竹 功君

勤勉手当につきましては現在支給しておりませんが、今後支給するように準備を進めていく予定としております。

令和6年第2回定例会（川上誠一議員一般質問）

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

勤勉手当についても正規職員と同率で支給するというそういった考えでしょうか。

○議長 内海 猛年君

総務課長。

○総務課長 佐竹 功君

支給するのであればですね、期末勤勉手当という言い方もしますので、同じ率で支給するというを前提に検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

それでは、現在の会計年度任用職員の賃金はいくらになっているのか。給料表は福岡県の最低賃金941円を下回ることはないのか、その点について伺います。

○議長 内海 猛年君

総務課長。

○総務課長 佐竹 功君

そうですね、給与改定につきましては福岡県の最低賃金を下回らないように、時間単価を算出して福岡県の最低賃金を下回らないようにその都度改定しております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

ちなみに平均的といいますか、会計年度任用職員の賃金はいくらに設定してありますか、分かりますか？

○議長 内海 猛年君

総務課長。

○総務課長 佐竹 功君

会計年度任用職員といいますが様々なパターンがございますので、一概に幾らと申し上げることはなかなか難しいかと思っております。

令和6年第2回定例会（川上誠一議員一般質問）

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

とにかく最低賃金も941円ということなんで、当たり前の生活といたしますか、そういったことを営むには時給1,500円。こういったところが今、相場の目指しているところになっていきます。そういったところをぜひ目指していただきたいと思います。

2点目に昨年の人勧による給与改定では、国も常勤職員に準じて4月に遡及して支給するように通知を出したが、町は4月に遡って引上げなかったのはなぜか、この点について伺います。

○議長 内海 猛年君

総務課長。

○総務課長 佐竹 功君

町が4月に遡って引上げなかった理由につきましては、人事院勧告等に伴う給与改定について、年度ごとに任用する会計年度任用職員については、改定内容を翌年度から適用するというように規定した芦屋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例があります。この規定に従ったためでございます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

ただ全国的にも6割を超える自治体が4月遡及を実施しているのに、芦屋町が行わなかったということは大変残念なことでもありますし、同時に議会としてそのことをチェックできなかったことは本当に私自身も反省するものです。遡及しなかったということは同一労働同一賃金や職員平等の原則などに反するものがあると思います。

それではこの自治体職員が命と暮らしを支える役割を發揮するためには、安心して職務に専念できる賃金、制度、処遇が必要です。人権保障のとりである地方自治体はその立場に立ち、ジェンダー格差を解消させ、安定した行政サービスを提供できる公共を取り戻すことが必要です。会計年度任用職員は女性が約7割を占めており、正規との賃金格差だけではなく男女の賃金格差を生んでいます。このことを深く反省し、芦屋町が率先して非正規雇用の待遇改善を進めることを求めてこの質問を終わります。

次に、ファミリーシップについて伺います。

性的少数者のパートナー関係を承認するパートナーシップ制度を導入している456自治体の

令和6年第2回定例会（川上誠一議員一般質問）

うち、47%がカップルと生活を共にする未成年の子供との関係を証明できる制度やサービス、ファミリーシップ制度を取り入れており、福岡県も実施しています。そこで伺います。県内でこの制度を導入している自治体はどのくらいあるのかを伺います。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

福岡県内でパートナーシップ宣誓制度を導入している自治体は、今、御紹介ありました福岡県のほか北九州市、福岡市、直方市、田川市、古賀市、福津市、粕屋町、香春町、苅田町の6市3町になっております。

また議員が言われましたファミリーシップ、こちらを養育する子供との関係の証明というところで定義させていただくのであれば、ファミリーシップ制度との名称を表示の上で示しているところ、こちら、直方市、田川市、古賀市、福津市、粕屋町、苅田町の6市町となっております。しかし福岡県と残りの3市町もパートナーシップ宣誓制度の宣誓書受領証カード、こちらの裏のほうに子供の名前を記入することができることになっております。そのことによりましてその子を養育しているものと証明されますので、パートナーシップと同様の効力が生じるものとなっております。よって福岡県内ではパートナーシップ宣誓制度を導入している、福岡県と6市3町の全てでファミリーシップも導入しているものと考えられます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

パートナーシップ制度について先の議会で松岡議員も取り上げていましたけれども、福岡県内では先ほど言ったように、ファミリーシップを取り入れている自治体はまず福岡県。県自体がやっているという状況。それから福岡市、北九州市、直方市、田川市、古賀市、福津市、粕屋町、香春町、苅田町こういった自治体がやっているということが私の調べではなっています。当然、福岡県が宣言しているので芦屋町もこの中に入っているという状況です。パートナーシップ宣言をしているところ自体もファミリーシップを宣言していると思います。ただ福岡県が入っていますけど、自治体としてはパートナーシップ、ファミリーシップを宣言している自治体はやっぱり少ない状況ですが、例えば埼玉県では63市町村のうちパートナーシップ、ファミリーシップ制度を実施している自治体が31市町村、パートナーシップ制度のみの自治体が28市町村で、実施していないのは4市町村だけとなっております。市町村としてパートナーシップ、ファミリーシップを推進している自治体は94%に及んでいます。

令和6年第2回定例会（川上誠一議員一般質問）

それではこういった自治体独自でパートナーシップ、ファミリーシップを宣言している、こういった自治体で行う意義というのはなぜなのかということです。県は福岡県もやっていますが、こうした市町村独自で宣言した町と協定書を結んでいます。この福岡県とそれぞれの自治体が協定書を結ぶ、このメリットというのはどういったものがあるのでしょうか。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

今の御質問は制度を構築している県と市町村間での協定を結んでいる、そのお話ということでありますので、パートナーシップ制度の相互利用に関する協定を結んでいることとなります。

内容としましては協定している市町村間での転出・転入があった場合に、それぞれで発行された宣誓書受領証カードが継続して利用できることと制度上ではなっております。

福岡県が県内で制度を導入している市町村と協定を結んでいますので、芦屋町は県のパートナーシップを有効活用しておりますので、仮に県内の独自に宣誓している市町村からの転入があらましても、その宣誓書受領証カードをお持ちになっておれば芦屋町のサービスでも利用可能となっております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

LGBTQなど性的少数者などのカップルの関係を公的に証明するパートナーシップ制度やその子供も対象にするファミリーシップ制度を導入することは、男女共同参画の中での多様な性を尊重する、意識の醸成の理解と促進を図ることになると思います。

それでは3点目のですね、こういったことを踏まえて町としてパートナーシップ制度とファミリーシップ制度を独自で宣言して実施すべきではないか、そういったことをやる考えはないのかについて伺います。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

性的少数者の方が望んでいることはパートナーシップ、ファミリーシップ共に、少しでも法律婚と同等の権利、義務を有することだと思います。

都道府県において制度が構築されていないのであれば、例えば先ほど川上議員から御紹介ありました埼玉県の場合、あれは県が設定しておりません。ですので、市町村独自で制定されている



令和6年第2回定例会（川上誠一議員一般質問）

というところになります。

福岡県におきましては県で制度を構築しておりますので、町で制度を構築しなくとも県の制度をそのまま活用できることが可能ですので、改めて町のほうで制度を構築する必要性はそこまで高くないと考えておりますので、今のところ考えておりません。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

県がパートナーシップ宣言をしているのもう自然的に入っているから、町でする必要性っていうのが薄いということですけど、ただ福岡県のパートナーシップ宣言であればLGBTQの方はそういったことを宣言したいときには、福岡県庁に行かないとそれができないような状況だと思います。

町独自でやれば、その町の役場に行ってパートナーシップ宣言、ファミリーシップ宣言を行えるという点では、身近にパートナーシップ、ファミリーシップを宣言できるとなれば、当事者としては大きな違いがあるのではないかなと思いますけどその点はどうお考えでしょうか。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

川上議員おっしゃるとおりですね、市町村で独自にしているなどの違いは、町で宣誓するのか県庁で宣誓するかの違いになります。

私、先ほどの答弁でも申しましたが、性的少数者の方が望んでいることは同等の権利、義務を有するというところで、そちらの御希望についてはですね、県の宣誓制度で対応できることになっております。

確かに県庁まで行かないといけないという不便なところはあるかもしれませんが、その権利を有することができるという制度自体は確立しておりますので、そのように対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

県もですね、本来的なら県だけではなく、各自治体でパートナーシップ宣言等をしてもらいたいという気持ちがありますが、県としてそれを指示するとか、推進するとかを県として各自治体に指導するわけにはいかないというところもあります。それによく言われるのが、町で宣言すれ

令和6年第2回定例会（川上誠一議員一般質問）

ば個人のプライバシーが広がっていくんで、かえって県だったら町から遠いところですので分からないからそのほうがいいんじゃないかとかいうね、ことも言われていますけど、ただパートナーシップ宣言というのは自分たちは男性同士であろうと女性同士であろうと、ちゃんとしたパートナーであるということを公に認めてもらいたいという気持ちからパートナーシップ宣言を発言するんであって、そういった点で私は身近な町でパートナーシップ宣言ができることを男女共同参画の関係から見ても町でやっていただきたいと、強く要望してこの質問を終わります。

それでは第4点目のですね、子どもの権利条例の制定について伺います。

令和4年6月にこども基本法が公布され、令和5年4月に施行された。子供を取り巻く環境が大きく変化していています。また、全国的に子供の数が減少する中で児童虐待数は増加し、子供の権利侵害が増加している状況であります。

芦屋町としても子供が安心して育っていく環境を整えるために、子どもの権利条例の制定について伺います。

まず1点目に、町内の子供の虐待の現状について伺います。

○議長 内海 猛年君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 塩田 健司君

お答えいたします。

児童虐待とは保護者による子供への心身の成長、発達に有害な影響を及ぼす行為のことで、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待の4つの種類に分類されています。芦屋町の令和5年度の新規相談件数は心理的虐待が5件、身体的虐待が4件、ネグレクトが3件、合計12件となっています。

なお、この件数には通告を受けて調査した結果、児童虐待に当たらないと判断された件数も含まれております。心理的虐待では、子供の目の前でされる夫婦間や他の家族への暴言、暴力、いわゆる面前DVの件数が増えています。また、芦屋町要保護児童対策地域協議会におきまして、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童である要支援児童の登録数は令和5年度末で27件となっています。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

虐待の現状についてということで課が把握しているのは全体的には12件ということですが、先ほど要保護者からのネグレクトなんかも報告されましたが、大体こういった子供の虐待につい

令和6年第2回定例会（川上誠一議員一般質問）

ては要保護者、特に実母からが調査されたところによると73%、実父からが24%ということで、実母がほとんどを占めるということになっていますし、年齢は0歳から小学生までが大体80%を占めているということです。

子育ての大変さというのもありますし、孤立しているお母さんもいるのではないかと考えます。第一義的に児童の安全確認と家庭への支援に、課としても十分対応していただきたいと思います。

その点で第2点目のですね、子供の虐待に対する取組はどうなっているのかを伺います。

○議長 内海 猛年君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 塩田 健司君

児童虐待の通告があった場合の対応としましては、今年4月に設置しましたこども家庭センターの職員が中心となって、子供の安全確認や情報収集、関係機関との調整などを行います。福岡県が作成している緊急度アセスメントシートに基づき、緊急度合いに応じて児童相談所が緊急介入するケースや町が主体となって対応するケースがございます。また、福祉課、学校教育課や児童相談所、警察署など関係機関との定期的な会議や、必要に応じて個別ケース会議を開催するなど日頃から関係機関との情報共有・連携を図っております。

児童虐待防止の取組としましては、11月の児童虐待防止推進月間に合わせて広報紙に啓発記事を掲載するほか、小中学校の児童・生徒には児童相談所虐待対応ダイヤル「189」いちはやくの周知のチラシを配付、保育所、幼稚園、小中学校の職員には、子供の異変に気付いた場合の通告などの協力依頼の文書を配付するなど、児童虐待防止の普及啓発に取り組んでいます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

国にもこども家庭庁が創設され、町にもこども家庭センターが設置された中で、児童虐待や引きこもり支援等を含め24時間365日、いつそうした通報があるかもしれませんが、大変でしょうが、しっかりとした対応をしていただきたいというふうに思います。

それでは、こども基本法に関連して改正された児童福祉法で設立されたこども家庭センターの役割について、どのようなものを伺います

○議長 内海 猛年君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 塩田 健司君

今年4月1日に設置しましたこども家庭センターが担うべき主な役割としましては、これまで

令和6年第2回定例会（川上誠一議員一般質問）

の子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点がそれぞれ有してきた母子保健機能と児童福祉機能の一体的な運営を通じて、妊産婦と乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援、子供と子育て家庭の福祉に関する包括的な支援を切れ目なく提供することや、個々の家庭の課題・ニーズに応えるために母子保健事業や家庭支援事業、その他の多様なサービスや地域資源を有機的に組合せ、サポートプランとして必要な支援内容を組み立てることなどが上げられます。

また、こども家庭センターには統括支援員を配置することとなっており、母子保健と児童福祉の職員がそれぞれの専門性を発揮しながら、統括支援員を中心とした一体的支援を行うことが求められております。

以上です

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

今後のこども家庭センターの拡充も必要だと考えますが、これらの施策を支えるために令和5年12月時点で調べてみますと、全国で86自治体で子ども権利条例や類似した条例が制定されています。福岡県内では9自治体制定しています。

それでは4点目のこども基本法に基づき、子供たちの意見を取り入れた芦屋町子ども権利条例を制定すべきではないか、この問題について伺います。

○議長 内海 猛年君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 塩田 健司君

今年度、本町における子ども・子育て支援事業やこども施策を推進するため、令和7年度から令和11年度までの5年間の計画期間とする「芦屋町こども計画」を策定することとしております。子供に関する条例の制定につきましては、こども計画の策定と併せて、子ども・子育て会議の御意見などを参考に検討してまいりたいと考えております。

以上です

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

子どもの権利条例の制定については、私が1回やりましたし、松岡議員も2回一般質問を行っています。私が平成28年に質問したときには、「新たな条例の制定は行いません。」でしたが、その後、松岡議員の質問に、「条例制定の検討をしたい。」との答弁をしています。令和5年の第2回定例会の松岡議員の質問に対し、「国が基本法の整備を行い、それに基づき自治体が条例制定

令和6年第2回定例会（川上誠一議員一般質問）

を行うことが必要であり、調査研究を行いたい。」と答弁しておりますし、町長は、「子どもの権利条例の制定も含め、調査研究の時間をいただきたい。」と答弁しています。

こども基本法が施行されて1年が経過しています。この間ですね、調査研究における子どもの権利条例の進捗状況はどうなっているのか、その点について伺います。

○議長 内海 猛年君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 塩田 健司君

調査研究の進捗状況ですが、引き続き県内の市町村ですとか、一般財団法人地方自治研究機構が出しています全国の条例の制定状況、条例内容などを研究しながら進めてまいっているところでございます。

先ほどの答弁と繰り返しになりますが、今年度、芦屋町こども計画の策定を行いますのでその折に併せてですね、条例の制定等につきまして検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

前回の令和5年の質問に対しても調査研究を行いたいということで、1年たった今でも基本的には、「調査研究を行いたい。」という答弁でしたが、こども基本法も国がちゃんと制定して施行されている中ですので、早急にこの施策の法的根拠となる子ども権利条例、これを制定することがそういった子どもの権利や虐待やネグレクトに対する大きな力になると思いますので、ぜひ早急に施策の成立を図っていただきたいことを求めて、この質問を終わります。

○議長 内海 猛年君

以上で、川上議員の一般質問は終わりました。